第73期
定時株主総会
招集ご通知

日時 2020年6月25日（木曜日）
午前10時

場所 愛知県名古屋市中区錦二丁目13番19号
当社本店　瀧定名古屋ビル17階会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）









中部飼料株式会社
証券コード:2053



ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のお引き立てを賜り厚く御礼申しあげます。
ここに、第73期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

代表取締役社長　**平野　晴信**

社是

特性ある仕事をして
社会に貢献する

目　次

第73期定時株主総会招集ご通知…… 2
株主総会参考書類
　第１号議案　剰余金の処分の件…… 4
　第２号議案　取締役９名選任の件…… 5
事業報告…… 11
連結計算書類…… 31
計算書類…… 34
監査報告…… 37
株主メモ…… 46
株主総会会場ご案内図…… 末尾

証券コード　2053
2020年６月２日

株　主　各　位

名古屋市中区錦二丁目13番19号
中部飼料株式会社
代表取締役社長　　平　野　晴　信

第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第73期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、**可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申しあげるとともに、株主総会にご来場される際には、マスク着用などの対策をお願い申しあげます。**併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申しあげます。

書面による議決権の行使にあたっては、後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、**2020年６月24日（水曜日）午後５時10分まで**に到着するよう、ご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

1 日　　時	2020年６月25日（木曜日）午前10時
2 場　　所	名古屋市中区錦二丁目13番19号　当社本店　瀧定名古屋ビル17階会議室 （ご来場の際は、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。）
3 会議の目的事項	
報告事項	(1)第73期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2)第73期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項	**第１号議案**　剰余金の処分の件 **第２号議案**　取締役９名選任の件
4 インターネットによる開示	本招集ご通知に関して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.chubushiryo.co.jp/）に掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。従いまして、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.chubushiryo.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。また、新型コロナウイルス感染症の感染予防及び拡散防止のための新たな措置を講じる場合にも、同ウェブサイトにて掲載することによりお知らせいたします。

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、今後の事業展開に備え、企業体力の強化を図るための内部留保を勘案しつつ、安定配当を維持向上させることを基本的な方針とし、以下のとおりとしたいと存じます。

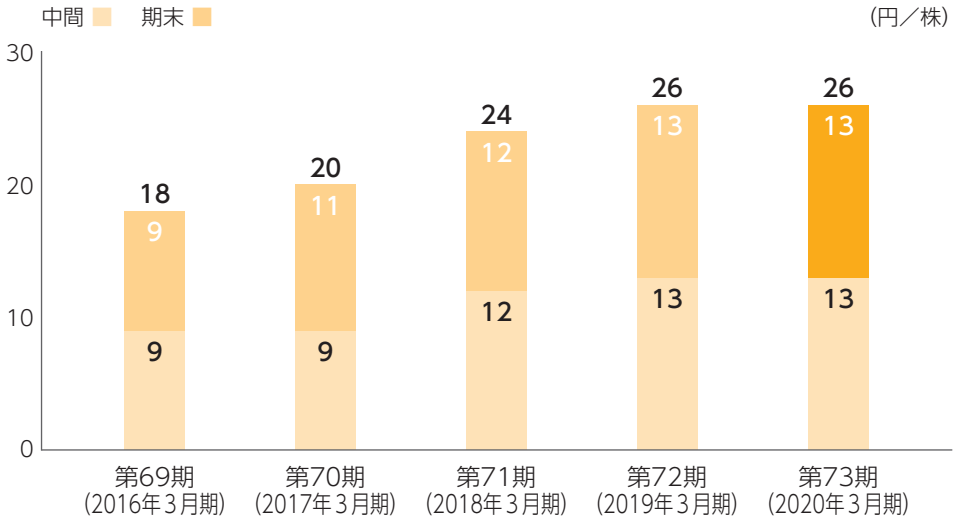
期末配当に関する事項

(1)　配当財産の種類
金銭

(2)　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金13円　　総額390,216,229円
※中間配当金13円を加えました通期の配当金は、１株につき26円となります。

(3)　剰余金の配当が効力を生ずる日
2020年６月26日（金曜日）

【ご参考】1株当たり配当金の推移



第２号議案　取締役９名選任の件

本総会終結の時をもって取締役８名全員の任期が満了となります。つきましては、経営体制の強化及び経営の透明性の確保を図るため１名を増員し、取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1 再任	平野（ひらの）　宏（ひろし） (1937年５月20日生)	1962年 ４月　当社に入社 1967年 ３月　当社取締役 1967年 ９月　当社取締役岡山工場長 1971年 ２月　当社取締役販売部長 1974年 ９月　当社代表取締役副社長 1979年 ４月　当社代表取締役社長 2015年 ６月　当社代表取締役会長 2017年11月　当社代表取締役会長兼社長 2019年 ６月　当社代表取締役会長（現在）	359,382株
	(取締役候補者とした理由) 平野宏氏は、1974年より当社の代表取締役を務め、当社経営全般を統括しており、豊富な経験・実績・見識を有しております。引き続き取締役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏　名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2 再任	平野（ひらの）　晴信（はるのぶ） (1972年1月25日生)	1995年 4月　株式会社名古屋銀行に入行 2002年 4月　株式会社スマックに入社 2005年 5月　同社取締役マーケティング室室長兼経営企画室室長 2007年 5月　同社専務取締役 2009年 5月　同社取締役社長 2010年 6月　当社取締役 2012年 4月　当社取締役八戸工場長 2014年 4月　当社常務取締役飼料副本部長兼営業推進室長 2015年 4月　当社常務取締役飼料副本部長 2015年 6月　当社常務取締役飼料本部長 2016年 4月　当社専務取締役飼料本部長 2017年11月　当社代表取締役副社長飼料本部長 2019年 4月　当社代表取締役副社長 2019年 6月　当社代表取締役社長（現在）	45,600株
	（取締役候補者とした理由） 平野晴信氏は、株式会社スマックで取締役社長を務めたほか、当社取締役就任後は、畜産飼料の製造販売における統括責任者等を経て、2017年より代表取締役を務め当社経営全般を統括しており、豊富な経験・実績・見識を有しております。引き続き取締役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏　名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
3 再任	藤田京一 (1957年12月29日生)	1980年 4月 当社に入社 2003年11月 当社ブロイラー推進部長 2005年 4月 当社八戸工場長 2007年 4月 当社執行役員八戸工場長 2008年 4月 当社常務執行役員飼料本部長兼研究技術部長 2008年 6月 当社常務取締役飼料本部長兼研究技術部長 2010年 2月 当社常務取締役事業本部長 2010年 5月 当社常務取締役事業本部長兼エコフィード推進部長 2011年 4月 当社常務取締役事業本部長兼エコフィード推進部長兼開発営業部長 2012年 4月 当社常務取締役事業本部長兼開発営業部長 2014年 4月 当社常務取締役事業本部長 2014年 5月 当社常務取締役事業本部長兼水産部長 2016年 4月 当社専務取締役事業本部長兼食肉鶏卵事業部長兼水産部長 2017年 4月 当社専務取締役事業本部長兼水産部長 2018年 4月 当社専務取締役事業本部長 2019年 4月 当社取締役副社長飼料本部長兼品質保証室長 (現在)	51,900株
	(取締役候補者とした理由) 藤田京一氏は、畜産飼料の製造販売部門等の責任者を務め、2008年の取締役就任後は、畜水産飼料及び肥料の製造販売、消費者向け畜水産物の販売における統括責任者等を歴任するなど、豊富な経験・実績・見識を有しております。引き続き取締役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏　名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
4 再任	牧田 健二 (1955年4月22日生)	1996年 1月　ソニー生命保険株式会社に入社 1998年 1月　当社に入社 2005年 4月　当社北海道工場長 2008年 4月　当社執行役員八戸工場長 2010年 6月　当社取締役八戸工場長 2012年 4月　当社取締役志布志工場長 2016年 4月　当社常務取締役志布志工場長 2017年10月　当社常務取締役北海道工場長 2019年 4月　当社専務取締役北海道工場長兼釧路工場長 (現在)	24,900株
	(取締役候補者とした理由) 牧田健二氏は、当社入社後は、畜産飼料の製造販売部門の責任者を歴任し、2010年からは取締役を務め、豊富な経験・実績・見識を有しております。引き続き取締役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、取締役候補者といたしました。		
5 再任	伊藤 敏宏 (1960年10月27日生)	1985年 4月　日本生命保険相互会社に入社 2006年 3月　同社東海法人営業部長 2008年 9月　同社東海総合法人第二部長 2012年 3月　同社法人営業推進部長兼法人情報センター長 2015年 4月　当社営業推進室長 2016年 4月　当社執行役員営業推進部長 2017年 6月　当社取締役営業推進部長 2017年11月　当社取締役管理本部長兼営業推進部長 2019年 4月　当社取締役事業本部長兼事業管理部長 2020年 4月　当社常務取締役事業本部長兼事業管理部長 (現在)	2,600株
	(取締役候補者とした理由) 伊藤敏宏氏は、日本生命保険相互会社において法人営業部門やマーケティング部門の責任者を歴任したほか、当社入社後もマーケティング部門の責任者、管理部門の統括責任者、肥料の製造販売、特殊卵の販売、グループ会社の管理運営における統括責任者等を歴任するなど、豊富な経験・実績・見識を有しております。引き続き、取締役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番号</th><th>氏　名
（生 年 月 日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重 要 な 兼 職 の 状 況）</th><th>所有する当社
の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">6
再任</td><td>全屋和夫
（1962年９月17日生）</td><td>1985年 ４月　当社に入社
2008年 ４月　当社開発営業部長
2009年 ６月　当社本社工場長
2013年 ４月　当社執行役員本社工場長
2014年 10月　当社執行役員鹿島工場長
2018年 ６月　当社取締役鹿島工場長
2020年 ４月　当社取締役飼料副本部長（現在）</td><td>3,800株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
全屋和夫氏は、特性ある畜産物の開発販売部門、畜産飼料の製造販売部門等の責任者を歴任し、豊富な経験・実績・見識を有しております。引き続き取締役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">7
再任
社外
独立</td><td>小林洋哉
（1954年11月１日生）</td><td>1980年 10月　豊田工機株式会社（現株式会社ジェイテクト）に入社
2002年 ４月　名城大学法学部非常勤講師（現在）
2006年 １月　株式会社ジェイテクト法務部長
2012年 ４月　名古屋外国語大学現代国際学部教授
2014年 ６月　当社社外取締役（現在）
2016年 ６月　中部鋼鈑株式会社社外取締役（現在）
2020年 ４月　名古屋外国語大学名誉教授（現在）</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（社外取締役候補者とした理由）
小林洋哉氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり企業法務や経営管理業務に携わり、法学に関し豊富な知見を有していることから、引き続き社外取締役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">8
再任
社外
独立</td><td>酒井映子
（1950年７月15日生）</td><td>1973年 ４月　名古屋女子大学家政学部助手
1990年 ４月　名古屋女子大学家政学部助教授
2002年 ４月　名古屋女子大学家政学部教授
2008年 ４月　愛知学院大学心身科学部健康栄養学科教授（現在）
2011年 ４月　名古屋市歯科医師会附属歯科衛生士専門学校非常勤講師
2016年 ６月　当社社外取締役（現在）</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（社外取締役候補者とした理由）
酒井映子氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり栄養学の研究に携わり、食の栄養に関する豊富な知見を有していることから、引き続き社外取締役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏　名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
9 新任 社外 独立	太田　和人（おおた　かずんど） (1959年11月９日生)	1983年４月　株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）に入行 2002年11月　株式会社扇港電機入社 2004年６月　同社取締役財務法務部長 2008年２月　株式会社センコーコーポレーション代表取締役社長（現在） 2009年９月　株式会社扇港電機常務取締役 2012年６月　同社専務取締役 2014年12月　すみや電器株式会社取締役（現在） 2015年３月　株式会社扇港電機取締役副社長（現在）	－株
	（社外取締役候補者とした理由） 太田和人氏は、株式会社扇港電機の取締役を長年務めるなど企業経営において豊富な実績及び経験があることから、社外取締役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．小林洋哉氏、酒井映子氏及び太田和人氏は、社外取締役候補者であります。

３．小林洋哉氏及び酒井映子氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって小林洋哉氏が６年、酒井映子氏が４年となります。

４．当社は、小林洋哉氏及び酒井映子氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額を限度としており、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、太田和人氏の選任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を同様に締結する予定であります。

５．当社は、小林洋哉氏及び酒井映子氏を東京証券取引所等の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、太田和人氏は、東京証券取引所等の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として東京証券取引所等に届け出る予定であります。

以　上

事　業　報　告

(2019年４月１日から2020年３月31日まで)

１．企業集団の現況に関する事項

(1)　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦の長期化や消費増税などの懸念材料があったものの横ばい圏で推移しておりました。しかしながら、年度末にかけて新型コロナウイルスの感染が拡大すると、消費の大幅な落ち込み、企業収益や資金繰りの悪化、株式相場の急落など経済環境は急速に悪化しました。

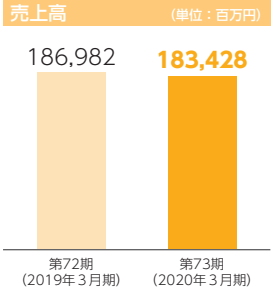
飼料業界におきましては、下落基調で推移していた主原料のとうもろこし価格が秋以降上昇に転じたことから、３四半期連続で値下げをしていた配合飼料価格を第４四半期に値上げしました。第２四半期までは、米国の天候不順によるとうもろこし価格の乱高下などで原料ポジションは悪化しましたが、第３四半期以降は比較的安定して推移したため収益環境の厳しさは和らぎました。しかしながら、畜産家の寡占化に伴うメーカー間の価格競争は激化しており、また新型コロナウイルス感染症の収束も見通せず、厳しい状況は続くことが予想されます。

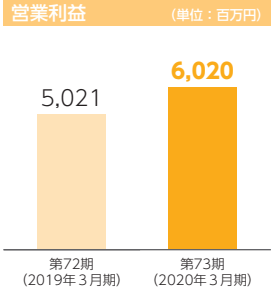
このような状況のなか、当社はお客様の利益に貢献する差別化飼料の拡販やお客様とともに課題を見つけ出しこれを解決する提案営業の強化、生産性向上活動の継続などにより、業績の向上に努めてまいりました。また、北海道内２番目となる釧路工場が11月に本格稼働し、成長市場である道東地区のお客様に対するより強固な安定供給体制を構築しました。

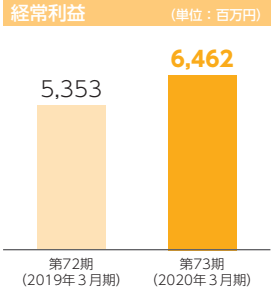
その結果、当連結会計年度の業績は、売上高は、主力の飼料事業が前期を下回ったことなどにより、前期比1.9%減の1,834億28百万円となりました。

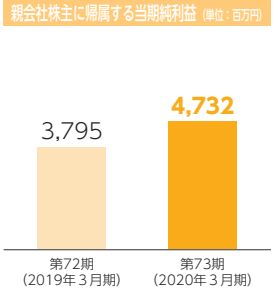
営業利益は、販売費及び一般管理費の減少などにより、前期比19.9%増の60億20百万円となりました。

営業外収益に受取保険金や特別利益に関係会社株式売却益を計上したことなどにより、経常利益は前期比20.7%増の64億62百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比24.7%増の47億32百万円となり、それぞれ増益幅が拡大しました。



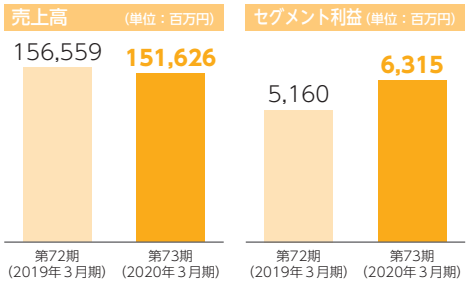






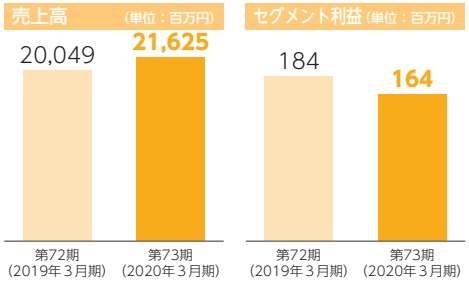
セグメント別の業績は、次のとおりであります。

（飼料）



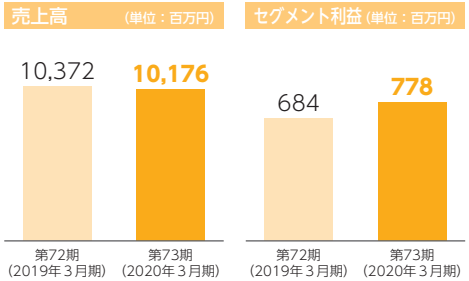
売上高は、原料価格下落に伴う値下げにより平均販売価格が下落したことと、受託数量減少により畜産飼料の販売量が前期並みにとどまったことなどにより、前期比3.2%減の1,516億26百万円となりました。セグメント利益は、畜産飼料において釧路工場稼働により減価償却費が増加したものの、販売費及び一般管理費の減少や差別化飼料の拡販により利益率が向上したこと、水産飼料において生臭くなく美味しい魚をつくる飼料がけん引して販売量が増加したことなどにより、前期比22.4%増の63億15百万円となりました。

（コンシューマー・プロダクツ）



売上高は、畜産物や特殊卵の販売量が増加したことなどにより、前期比7.9%増の216億25百万円となりました。セグメント利益は、ペットフード事業において、物流コストの上昇及び価格競争の激化などにより利益率が低下したため、前期比10.6%減の１億64百万円となりました。

（その他）



売上高は、前期比1.9%減の101億76百万円、セグメント利益は、前期比13.7%増の７億78百万円となりました。主な要因は、畜産用機器事業において、販売台数が減少したもののコスト削減により増益を確保したことと、肥料事業において、有機配合肥料の販売量が増加したためであります。

⑵ 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資は、総額73億77百万円であります。その主なものは、釧路工場の建設、八戸工場養鶏養豚用製造・出荷設備であります。

⑶ 資金調達等の状況

記載すべき重要事項はありません。

⑷ 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第　70　期 (2016年４月～ 2017年３月)	第　71　期 (2017年４月～ 2018年３月)	第　72　期 (2018年４月～ 2019年３月)	第　73　期 (当連結会計年度) (2019年４月～ 2020年３月)
売　上　高　(百万円)	171,054	178,235	186,982	183,428
経　常　利　益　(百万円)	4,991	6,119	5,353	6,462
親会社株主に帰属する当期純利益　(百万円)	3,423	4,252	3,795	4,732
１株当たり当期純利益　(円)	112.93	140.25	125.18	156.42
総　資　産　(百万円)	74,218	79,355	81,216	82,008
純　資　産　(百万円)	47,524	50,891	53,330	56,210

(注) １．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。なお、第70期においては、「従業員持株ＥＳＯＰ信託」の導入に伴い設定した持株会信託（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）が所有する当社株式を自己株式に加算し算出しております。当該信託は、2016年４月20日で終了しております。

２．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）等を第72期の期首から適用しており、第71期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

⑸ 対処すべき課題

① 厳しい事業環境

今後の飼料業界につきましては、ＴＰＰ11等の発効による畜産物輸入の増加、国内人口減少による畜産物消費の低迷、これに伴う配合飼料需要の減少及び同業他社との競争激化により、厳しい事業環境は継続すると予想されます。

このような環境のなか、当社は、お客様との更なる取組みにより、新製品及び差別化飼料の開発・製造をより一層推進し、特性ある畜水産物の生産に貢献することで、顧客価値の創造を図ってまいります。また、2019年11月に稼働した釧路工場及びグループ会社の４工場を加えた飼料製造12工場体制により、更なる拡販を図り、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をはじめとする事業継続を脅かす危機の発生時において、「従業員の命と安全を守る」「事業を継続する」ことを優先し、製造不能に陥らない体制及び被害を最小限に止める体制を直ちに構築することで、飼料の安定供給という使命を果たしてまいります。

② 世界的な気候変動による穀物相場の乱高下

当社グループの売上高は、主たる事業である飼料事業が80％以上を占めており、この飼料事業における畜水産用配合飼料の原料は、90％以上を輸入穀物に依存しております。よって、穀物相場等の動きが、原料コストに大きく影響します。

当社では、乱高下する穀物相場に対処するため、その時々に応じた原料調達先の多様化を推進するとともに、新たな飼料原料の開発に努めてまいります。

③ 原料の産地多様化による特徴の相違

当社グループが使用する飼料原料は、同一の原料であっても産地や時期により大きさや硬さなどの特徴が異なることがあり、そのような場合でも品質が変わらない飼料を製造する必要があります。

当社グループでは、特徴が異なる原料に対処するため、どのような原料にも即時対応できる加工技術の向上に努めてまいります。

④ 少子高齢化による労働人口の減少

少子高齢化により労働人口が減少しており、業務の効率化・省力化を図り、働き手が少なくても、生産性を落とさず業務を行うことができる体制を整える必要があります。

当社では、労働人口の減少に対処するため、ＩｏＴ・ＡＩを駆使して省力化を実現可能にした釧路工場の更なる発展及び他工場への横展開を積極的に進めてまいります。

⑹ 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社グループは、鶏・豚・牛・魚用飼料の製造、販売などをおこなう「飼料事業」、消費者向けの畜水産物の販売、ペットフードの製造販売などをおこなう「コンシューマー・プロダクツ事業」、畜産用機器の販売、配合肥料の製造販売などをおこなう「その他事業」を展開しております。

⑺ 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金 （百万円）	議決権比率 （%）	主な事業内容
株式会社スマック	60	100.0	ペットフードの製造、販売
中部エコテック株式会社	30	100.0	畜産用機器の販売
株式会社ダイコク	24	100.0	保険代理業
中部艾科太科（大連）環境技術有限公司	2,800千元	100.0 (100.0)	畜産用機器の販売
吉林華中緑色生態農業開発有限公司	2,542千米ドル	74.5 (74.5)	配合肥料の製造、販売
有限会社豊洋水産	3	70.0	水産用飼料の研究開発、 水産物の生産、販売
中部チムニー株式会社	5	51.0	畜産物、水産物の販売
みらい飼料株式会社	100	51.0	配合飼料の製造、販売

（注）１．当社の連結子会社は、上記の８社であります。
２．2020年３月31日付で、当社は株式会社マルチクの全株式を譲渡したため、重要な子会社から除外いたしました。
３．議決権比率の（　）内は、間接所有割合で内数であります。

⑻ 主要な営業所及び工場（2020年３月31日現在）

① 中部飼料株式会社

本　　店	名古屋市中区
工　　場	北海道工場（北海道苫小牧市）　釧路工場（北海道釧路市） 八戸工場（青森県八戸市）　鹿島工場（茨城県神栖市） 知多工場（愛知県知多市）　水島工場（岡山県倉敷市） 志布志工場（鹿児島県志布志市）　静岡工場（静岡県焼津市） 武豊工場（愛知県知多郡武豊町）

（注）2019年11月28日付で、釧路工場を新設いたしました。

② 子会社

株式会社スマック	愛知県東海市
中部エコテック株式会社	名古屋市南区
株式会社ダイコク	名古屋市南区
中部艾科太科（大連）環境技術有限公司	中国遼寧省大連市
吉林華中緑色生態農業開発有限公司	中国吉林省長春市
有限会社豊洋水産	大分県津久見市
中部チムニー株式会社	横浜市鶴見区
みらい飼料株式会社	名古屋市中区

⑼ 従業員の状況（2020年３月31日現在）

事業部門	従業員数（名）	前期末比増減数（名）
飼料	407 (37)	6 (△3)
コンシューマー・プロダクツ	95 (36)	3 (4)
その他	71 (17)	△10 (△15)
全社（共通）	30 (4)	0 (1)
合計	603 (94)	△1 (△13)

（注）１．従業員数は、就業人員数であります。
２．従業員数欄の（ ）内は、臨時従業員の年間平均雇用人員数であります。
３．臨時従業員には、契約、顧問、嘱託、パートタイマー及びアルバイト従業員を含み、派遣社員を除いております。

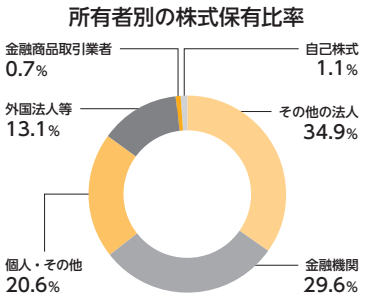
⑽ 主要な借入先（2020年３月31日現在）

借　入　先	借入金残高（百万円）
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,604
農林中央金庫	1,110
株式会社三井住友銀行	775
株式会社横浜銀行	560

（注）当社及び連結子会社におきましては、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。
当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメント契約の総額	32,800百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	32,800百万円

2．会社の株式に関する事項（2020年３月31日現在）



(1) 発行可能株式総数　80,000,000株

(2) 発行済株式の総数　30,371,908株

(3) 株主数　4,392名

(4) 大株主

株　主　名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,107	7.01
日本生命保険相互会社	1,486	4.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,218	4.05
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,000	3.33
豊田通商株式会社	945	3.14
日本ハム株式会社	945	3.14
伊藤忠飼料株式会社	945	3.14
平野殖産株式会社	893	2.97
株式会社横浜銀行	815	2.71
東京海上日動火災保険株式会社	754	2.51

（注）持株比率については、自己株式355,275株を控除して算出しております。

(5) その他の株式に関する重要な事項

当社は、2019年11月20日開催の取締役会決議に基づき、次のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の総数　：300,000株
株式の取得価額の総額　：461,057,300円
取得期間　：2019年11月21日～2020年３月16日

3．会社役員に関する事項

⑴　取締役及び監査役の氏名等（2020年３月31日現在）

氏　名	地　位	担当及び重要な兼職の状況
平野　　宏	代表取締役会長	
平野　晴信	代表取締役社長	
藤田　京一	取締役副社長	飼料本部長兼品質保証室長
牧田　健二	専務取締役	北海道工場長兼釧路工場長
伊藤　敏宏	取締役	事業本部長兼事業管理部長
全屋　和夫	取締役	鹿島工場長
小林　洋哉	取締役	名古屋外国語大学現代国際学部教授 中部鋼鈑株式会社社外取締役
酒井　映子	取締役	愛知学院大学心身科学部健康栄養学科教授
若山　茂樹	常勤監査役	
岩佐　和彦	監査役	豊田通商株式会社食料・生活産業企画部部長職
亀井　　淳	監査役	株式会社パートナーズ企画代表取締役 横浜ゴム株式会社社外監査役
柴垣　信二	監査役	日本特殊陶業株式会社顧問 株式会社メルコホールディングス社外監査役

（注）１．取締役小林洋哉氏及び酒井映子氏は、社外取締役であります。
２．監査役岩佐和彦氏、亀井淳氏及び柴垣信二氏は、社外監査役であります。
３．当社は、取締役小林洋哉氏及び酒井映子氏並びに、監査役亀井淳氏及び柴垣信二氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。

⑵　当事業年度中の取締役及び監査役の異動

①　就任

2019年６月27日開催の第72期定時株主総会において、柴垣信二氏が監査役に選任され、就任いたしました。

②　退任

2019年６月27日開催の第72期定時株主総会終結の時をもって、取締役近藤祐司氏が任期満了により退任いたしました。

③　当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏　名	新	旧	異動年月日
平野　晴信	代表取締役副社長	代表取締役副社長 飼料本部長	2019年４月１日
藤田　京一	取締役副社長飼料本部長 兼品質保証室長	専務取締役事業本部長	2019年４月１日
牧田　健二	専務取締役北海道工場長 兼釧路工場長	常務取締役北海道工場長	2019年４月１日
近藤　祐司	取締役	常務取締役研究技術部長	2019年４月１日
伊藤　敏宏	取締役事業本部長 兼事業管理部長	取締役管理本部長 兼営業推進部長	2019年４月１日
平野　　宏	代表取締役会長	代表取締役会長兼社長	2019年６月27日
平野　晴信	代表取締役社長	代表取締役副社長	2019年６月27日

⑶ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　分	支給人員（名）	報酬等の額（百万円）
取　締　役 （うち社外取締役）	9 (2)	227 (13)
監　査　役 （うち社外監査役）	4 (3)	34 (20)
合　　計 （うち社外役員）	13 (5)	262 (34)

（注）1．上記には、2019年６月27日開催の第72期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名（うち社外取締役０名）を含めております。
2．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まれておりません。
3．取締役の報酬限度額は、2017年６月29日開催の第70期定時株主総会において年額400百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内）と決議いただいております。
4．監査役の報酬限度額は、2007年６月28日開催の第60期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
5．取締役の報酬等の額には、役員賞与引当金繰入額80百万円を含めております。

⑷ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

⑸ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

取締役小林洋哉氏は、名古屋外国語大学現代国際学部教授であります。同大学と当社との間に取引関係はありません。

取締役酒井映子氏は、愛知学院大学心身科学部健康栄養学科教授であります。同大学と当社との間に取引関係はありません。

監査役岩佐和彦氏は、豊田通商株式会社食料・生活産業企画部部長職であります。同社は、当社の主要な原料仕入先の１つであります。

監査役亀井淳氏は、株式会社パートナーズ企画代表取締役であります。同社と当社との間に取引関係はありません。

監査役柴垣信二氏は、日本特殊陶業株式会社顧問であります。同社と当社との間に取引関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役小林洋哉氏は、中部鋼鈑株式会社の社外取締役であります。同社と当社との間に取引関係はありません。

監査役亀井淳氏は、横浜ゴム株式会社の社外監査役であります。同社と当社との間に取引関係はありません。

監査役柴垣信二氏は、株式会社メルコホールディングスの社外監査役であります。同社と当社との間に取引関係はありません。

③ 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

④　当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席の状況は、以下のとおりであります。

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	小林　洋哉	当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席いたしました。取締役会においては、企業法務及び経営管理業務での豊富な経験及び専門的見地から、議案審議等に関して適宜発言を行っております。
取締役	酒井　映子	当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席いたしました。取締役会においては、栄養学に関する専門的見地から、議案審議等に関して適宜発言を行っております。
監査役	岩佐　和彦	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回のうち13回に出席いたしました。取締役会及び監査役会においては、主にリスクマネジメントの観点及び監査業務等での豊富な経験から、議案審議等に関して適宜発言を行っております。
監査役	亀井　　淳	当事業年度開催の取締役会13回のうち11回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回のうち12回に出席いたしました。取締役会及び監査役会においては、主に企業経営における豊富な経験及び専門的見地から、議案審議等に関して適宜発言を行っております。
監査役	柴垣　信二	就任後開催の取締役会10回のうち８回に出席し、また、就任後開催の監査役会10回のうち８回に出席いたしました。取締役会及び監査役会においては、主に企業経営における豊富な経験及び専門的見地から、議案審議等に関して適宜発言を行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が５回（柴垣信二氏就任後は４回）ありました。

4．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

名古屋監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①	当社が支払うべき報酬等の額	37百万円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

会社計算規則第131条に定める会計監査人の職務の遂行に関する事項について、職務の遂行が適正に実施されることが確保できないと判断したときは、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

５．業務の適正を確保するための体制

当社は、下記のとおり「内部統制基本方針」について、決議しております。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、社是、社憲をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を当社グループの全役職員が法令及び定款、社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総務人事部においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。内部監査室は、総務人事部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築する。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、文書管理規程、機密文書管理規程、文書保存規程に従い、職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う。取締役及び監査役は各規程により、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの損失の危険の管理等に関し、リスク管理担当を管理本部長とする。管理本部長は、リスク管理規程の策定を行い、個々のリスク（経営戦略、業務運営、環境、災害等のリスク）の責任部署を定めるとともに、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。新たに発生したリスクについては速やかに担当部署を定める。内部監査室が各部門毎のリスク管理の状況を監査する。内部監査室はその結果を取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議、決定する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は、当社グループの成長戦略を構築するため、次の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

（Ⅰ）全役職員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図る。この目的に基づく３事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。

（Ⅱ）取締役会は、中期経営計画を具体化するために、中期経営計画に基づき、毎期、各事業部毎の業績目標と予算を策定する。
（Ⅲ）各事業部を統括する本部長は、各事業部が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務体制を決定する。
（Ⅳ）各部門を担当する取締役は、本部長よりの指示に基づき実施すべき具体的な施策を決定し、実行する。
（Ⅴ）取締役会は、毎月、月次業績の結果を検討し、担当取締役に目標達成のための分析及び目標達成のための施策を報告させる。
（Ⅵ）前項の協議を踏まえ、各部門を担当する取締役は、各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を改善する。

⑤　当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
（Ⅰ）当社グループにおける内部統制の構築を目指し、グループ全体の内部統制を担当する部署を総務人事部とする。総務人事部は当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
（Ⅱ）当社の事業管理部は、関係会社管理規程に基づき、グループ各社の業務の適正を確保する体制を構築する。
（Ⅲ）当社取締役、部門長及びグループ各社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
（Ⅳ）当社の内部監査室は、内部監査規程に基づき、当社及び当社グループ各社の内部監査を実施し、その結果を社長に報告する。

⑥　監査役がその職務の補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
　監査役は、使用人に対し業務監査に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より業務監査に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。監査役の職務を補助する使用人の人事に関する事項については、事前に監査役会の同意を得ることとする。

⑦　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払い等の請求をしたときには、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとする。

⑧　取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不当な扱いを受けないことを確保するための体制

（Ⅰ）当社グループの取締役及び使用人は、監査役会の定めることに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。

（ⅰ）取締役会、経営協議会で決議された事項

（ⅱ）会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

（ⅲ）毎月の経営状況として重要な事項

（ⅳ）内部統制システム、内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項

（ⅴ）重大な法令・定款違反

（ⅵ）内部通報制度の運用及び報告の内容

（ⅶ）その他コンプライアンス上重要な事項

（Ⅱ）当社グループの使用人は前項（ⅱ）、（ⅳ）、（ⅴ）、（ⅵ）、（ⅶ）に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができる。

（Ⅲ）監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な処分を行わないよう必要な措置を講ずるとともに、内部公益通報保護規程にその旨を規定する。

⑨　その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（Ⅰ）社長及び内部監査室は、監査役会と定期的に意見交換を行うものとする。

（Ⅱ）監査役会は、定期的に会計監査人と意見交換を行うものとする。

（Ⅲ）監査役は、取締役会を始め、経営協議会等の重要な会議に出席することや、重要な決裁書類の閲覧により重要な報告を受ける体制とする。

6．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンス体制

当社グループは、グループの全役職員に対し、適宜、社内研修や規程発信等を通じてコンプライアンスの徹底に努めております。

当社の取締役会は、毎月１回以上開催し、重要事項について審議、決議しているほか、各部門を担当する取締役等から職務執行につき報告を受けております。また、グループ会社各社においては、３か月に１回以上、各社社長より当社経営陣に対し、職務執行及び経営課題等について報告しております。更に、内部通報制度の実効性を上げるため、関連規程や通報窓口担当者の見直しを行い、当社グループ各社に対し、制度の趣旨や仕組みの周知を図っております。

② リスク管理体制

リスク管理委員会を構成する当社経営協議会において、当社グループの様々なリスクを一元的に俯瞰し、リスクの予防、発生時における迅速かつ的確な対応、再発の防止を図り、当社グループの企業価値の保全に努めております。

③ 監査役の監査体制

監査役は監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し必要な調査を行い取締役の職務執行を監査しております。会計監査人と緊密な連携を保つため、定期的に意見交換会を開催するなど積極的に情報交換を行い、監査の有効性、効率性を高めております。

④ 内部監査の監査体制

内部監査制度につきましては、内部監査担当部門である内部監査室が、当社グループ全部門を対象に監査を計画的に実施し、監査結果を社長に報告しております。また会計監査人や監査役とも連携し、内部監査の有効性の向上に努めております。

7．会社の支配に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

しかしながら、当社の経営にあたっては、飼料業界及び畜産業界における幅広いノウハウと豊富な経験並びに顧客・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であります。株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉等を行う必要があると考えています。

そこで、2008年６月27日開催の第61期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）を導入しました。その後、一部変更を加えた上で2011年６月29日開催の第64期定時株主総会、2014年６月27日開催の第67期定時株主総会、2017年６月29日開催の第70期定時株主総会においてご承認をいただき買収防衛策を継続いたしております。なお、買収防衛策の詳細につきましては、当社ウェブサイト（https://www.chubushiryo.co.jp/news/pdf/2017.05.02_baishuubouei.pdf）をご覧ください。

（ご参考）

買収防衛策の有効期間は、2020年６月25日開催予定の第73期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）の終結の時までとなっています。当社は、2020年５月８日開催の取締役会において、本株主総会終結の時をもって、買収防衛策を更新せず廃止することを決議しました。

8．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営政策の一つと考え、安定配当を維持向上させることを基本に考えており、企業体力の強化を図るための内部留保や業績等を勘案し、配当を決定しております。また、株価水準や財務状況等を勘案して自己株式の取得を機動的に実施することで、資本効率の改善と株主の皆様への還元を図ります。

当期末の配当につきましては、１株当たり13円とし、先に実施しました中間配当（１株当たり13円）と合わせて、年26円とさせていただきます。

（注）本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**49,317**	**流動負債**	**18,423**
現金及び預金	7,738	買掛金	12,283
受取手形及び売掛金	28,640	短期借入金	382
商品及び製品	2,722	１年内返済予定の長期借入金	957
仕掛品	764	リース債務	1
原材料及び貯蔵品	8,068	未払費用	1,962
その他	1,620	未払法人税等	1,180
貸倒引当金	△238	賞与引当金	428
固定資産	**32,690**	役員賞与引当金	101
有形固定資産	**27,588**	その他	1,127
建物及び構築物	9,347	**固定負債**	**7,374**
機械装置及び運搬具	8,195	長期借入金	4,703
工具、器具及び備品	994	リース債務	1
土地	8,821	繰延税金負債	11
リース資産	6	債務保証損失引当金	28
建設仮勘定	223	退職給付に係る負債	593
無形固定資産	**538**	資産除去債務	86
投資その他の資産	**4,563**	その他	1,949
投資有価証券	3,616	**負債合計**	**25,797**
繰延税金資産	332	**（純資産の部）**	
その他	720	**株主資本**	**55,254**
貸倒引当金	△106	**資本金**	**4,736**
資産合計	**82,008**	**資本剰余金**	**4,356**
		利益剰余金	**46,659**
		自己株式	**△496**
		その他の包括利益累計額	**303**
		その他有価証券評価差額金	**311**
		繰延ヘッジ損益	**44**
		為替換算調整勘定	**△42**
		退職給付に係る調整累計額	**△8**
		非支配株主持分	**652**
		純資産合計	**56,210**
		負債純資産合計	**82,008**

連結損益計算書

（自　2019年４月１日
至　2020年３月31日）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
売上高		**183,428**
売上原価		**167,044**
売上総利益		**16,383**
販売費及び一般管理費		**10,362**
営業利益		**6,020**
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	154	
持分法による投資利益	86	
貸倒引当金戻入額	1	
債務保証損失引当金戻入額	9	
受取賃貸料	64	
受取保険金	60	
その他	103	**483**
営業外費用		
支払利息	30	
為替差損	3	
その他	7	**41**
経常利益		**6,462**
特別利益		
固定資産売却益	9	
投資有価証券売却益	160	
関係会社株式売却益	32	
補助金収入	9	**212**
特別損失		
固定資産除売却損	14	
ゴルフ会員権評価損	0	**14**
税金等調整前当期純利益		**6,660**
法人税、住民税及び事業税	1,879	
法人税等調整額	37	**1,916**
当期純利益		**4,744**
非支配株主に帰属する当期純利益		**12**
親会社株主に帰属する当期純利益		**4,732**

連結株主資本等変動計算書

（自　2019年４月１日
至　2020年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年４月１日残高	4,736	4,356	42,715	△35	51,772
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△788		△788
親会社株主に帰属する当期純利益			4,732		4,732
自己株式の取得				△461	△461
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	3,943	△461	3,482
2020年３月31日残高	4,736	4,356	46,659	△496	55,254

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2019年４月１日残高	938	△1	△33	13	916	641	53,330
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△788
親会社株主に帰属する当期純利益							4,732
自己株式の取得							△461
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△626	46	△9	△22	△612	10	△601
連結会計年度中の変動額合計	△626	46	△9	△22	△612	10	2,880
2020年３月31日残高	311	44	△42	△8	303	652	56,210

貸 借 対 照 表

（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**44,369**	**流動負債**	**18,603**
現金及び預金	7,046	買掛金	11,642
受取手形	5,779	短期借入金	3,036
売掛金	18,840	１年内返済予定の長期借入金	785
商品及び製品	1,255	未払金	194
仕掛品	337	未払費用	1,384
原材料及び貯蔵品	6,651	未払法人税等	1,071
前渡金	649	前受金	23
前払費用	17	預り金	34
未収入金	3,195	賞与引当金	352
その他	831	役員賞与引当金	80
貸倒引当金	△235	その他	0
固定資産	**30,359**	**固定負債**	**6,161**
有形固定資産	**23,516**	長期借入金	3,674
建物	8,179	退職給付引当金	468
構築物	465	債務保証損失引当金	28
機械及び装置	6,968	資産除去債務	67
車両運搬具	45	その他	1,922
工具、器具及び備品	965	**負債合計**	**24,765**
土地	6,696	**（純資産の部）**	
建設仮勘定	195	**株主資本**	**49,608**
無形固定資産	**429**	**資本金**	**4,736**
特許権	35	**資本剰余金**	**4,390**
ソフトウェア	368	資本準備金	4,335
その他	26	その他資本剰余金	54
投資その他の資産	**6,412**	**利益剰余金**	**40,978**
投資有価証券	3,602	利益準備金	673
関係会社株式	734	その他利益剰余金	40,304
出資金	10	固定資産圧縮積立金	716
関係会社出資金	144	別途積立金	27,500
長期貸付金	1,767	繰越利益剰余金	12,088
破産更生債権等	89	**自己株式**	**△496**
繰延税金資産	22	**評価・換算差額等**	**355**
長期前払費用	3	**その他有価証券評価差額金**	**311**
その他	142	**繰延ヘッジ損益**	**44**
貸倒引当金	△105	**純資産合計**	**49,963**
資産合計	**74,729**	**負債純資産合計**	**74,729**

損 益 計 算 書

（自　2019年４月１日
至　2020年３月31日）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
売上高		**143,730**
売上原価		**130,368**
売上総利益		**13,361**
販売費及び一般管理費		**7,777**
営業利益		**5,583**
営業外収益		
受取利息	24	
受取配当金	227	
貸倒引当金戻入額	1	
債務保証損失引当金戻入額	9	
受取賃貸料	46	
その他	79	**387**
営業外費用		
支払利息	34	
その他	2	**36**
経常利益		**5,934**
特別利益		
固定資産売却益	9	
投資有価証券売却益	160	
関係会社株式売却益	443	
補助金収入	9	**623**
特別損失		
固定資産除売却損	14	
ゴルフ会員権評価損	0	**14**
税引前当期純利益		**6,543**
法人税、住民税及び事業税	1,681	
法人税等調整額	34	**1,715**
当期純利益		**4,827**

株主資本等変動計算書

（自　2019年４月１日
至　2020年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金		
					固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金
2019年４月１日残高	4,736	4,335	54	673	717	2	27,500
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩					△0		
特別償却準備金の取崩						△2	
剰余金の配当							
当期純利益							
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△0	△2	－
2020年３月31日残高	4,736	4,335	54	673	716	－	27,500

	株主資本			評価・換算差額等			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
	その他利益剰余金						
	繰越利益剰余金						
2019年４月１日残高	8,045	△35	46,030	936	△1	934	46,965
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩	0		－				－
特別償却準備金の取崩	2		－				－
剰余金の配当	△788		△788				△788
当期純利益	4,827		4,827				4,827
自己株式の取得		△461	△461				△461
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				△625	46	△579	△579
事業年度中の変動額合計	4,042	△461	3,577	△625	46	△579	2,998
2020年３月31日残高	12,088	△496	49,608	311	44	355	49,963

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年 5 月 13 日

中部飼料株式会社
　取締役会御中

名古屋監査法人
愛知県名古屋市
代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士 末 次 三 朗 ㊞
代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士 魚 住 康 洋 ㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、中部飼料株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中部飼料株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月13日

中部飼料株式会社
　取締役会御中

名古屋監査法人
愛知県名古屋市
代表社員
業務執行社員　公認会計士　末　次　三　朗　㊞
代表社員
業務執行社員　公認会計士　魚　住　康　洋　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、中部飼料株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業グループの業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び内部監査部門、名古屋監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人名古屋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人名古屋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月20日

中部飼料株式会社　監査役会

常勤監査役　若　山　茂　樹　㊞
監　査　役　亀　井　　淳　㊞
監　査　役　柴　垣　信　二　㊞
監　査　役　岩　佐　和　彦　㊞

（注）監査役亀井淳、監査役柴垣信二及び監査役岩佐和彦は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

メ　モ

メ　モ

メ　モ

株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
期末配当金受領株主確定日	3月31日
中間配当金受領株主確定日	9月30日
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人 特別口座の 口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部 東京都府中市日鋼町1－1 ℡　0120－232－711（通話料無料） 郵送先　〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
上場証券取引所	東京証券取引所・名古屋証券取引所
公告の方法	電子公告により行う 公告掲載URL　https://www.chubushiryo.co.jp/ （ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。）

（ご注意）

1．株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。

2．特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。

3．未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。



ホームページのご案内

当社のホームページでは、会社概要やIRの最新情報などをご参照いただけます。
なお、スマートフォンにも対応しております。

https://www.chubushiryo.co.jp/

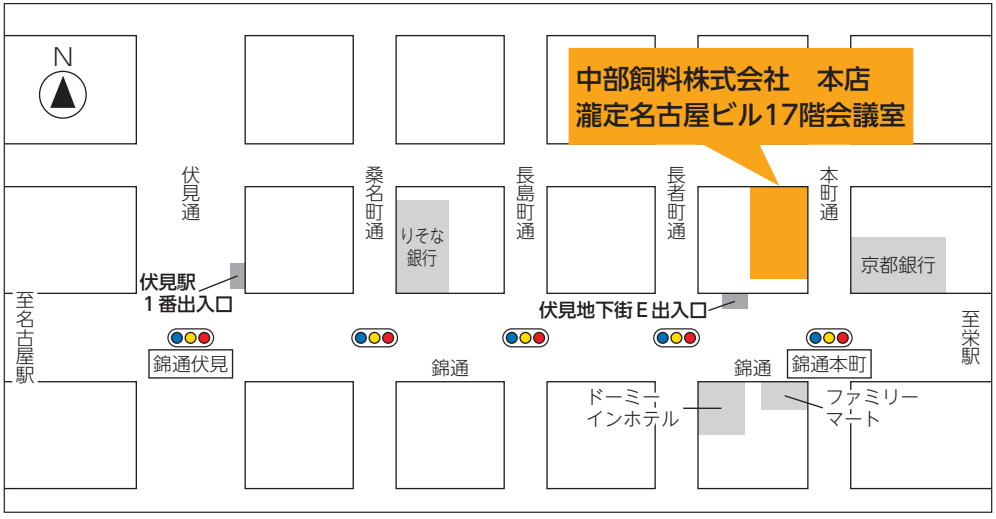
株主総会会場ご案内図

会場

名古屋市中区錦二丁目13番19号
中部飼料株式会社　本店
瀧定名古屋ビル17階会議室

経路

地下鉄 東山線・鶴舞線「伏見」駅
・１番出入口より徒歩７分
・伏見駅地下街　E出入口すぐ
※駐車場の用意はございません。



＜新型コロナウイルスに関するお知らせ＞

■新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申しあげます。

■株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申しあげます。

■株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申しあげます。

■今後の流行状況により、感染予防及び拡散防止のための新たな措置を講じる場合は、当社ウェブサイト（https://www.chubushiryo.co.jp/）に掲載いたしますので、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

お問合わせ先
中部飼料株式会社　総務人事部　総務課　TEL：052-204-3050

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。